

東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支援施設条例施行規則

平成15年3月31日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支援施設条例（平成15年東葛中部地区総合開発事務組合条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の申込み)

第2条 条例第5条第1項の利用の申込みは、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証を利用申込書に添付して条例第3条の2に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出して行わなければならない。

(利用料金の減免)

第3条 条例第7条の規定による利用料金の減額又は免除（以下「利用料金の減免」という。）をすることができる場合は、次のとおりとする。

(1) 条例第1条に規定する施設（以下「施設」という。）を利用する者（条例第4条第1号に規定する者に限る。）又は施設を利用する者が属する世帯の生計を主として維持している者が、災害、疾病等の理由により、利用料金を負担することが困難と認められるとき。

(2) その他指定管理者が必要と認めるとき。

2 利用料金の減免を受けようとする者は、指定管理者が別に定める書面の提出又は提示により指定管理者に申出をし、その承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項の承認をしたときは、書面により、その旨を前項の申出をした者に通知するものとする。

(管理者による管理等)

第4条 指定管理者の指定の取消し等により指定管理者に施設の管理を行わせることができない場合におけるこの規則の規

定の適用については、第2条中「条例第3条の2に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「管理者」と、第3条（見出しを含む。）中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「管理者」とする。

（補則）

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（平成15年規則第5号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第6号）

この規則は、平成15年9月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成18年規則第3号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条及び別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の施設の利用に係る使用料及び手数料について適用し、同日前の施設の利用に係る使用料及び手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成20年規則第6号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

附 則（平成22年規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定、第7条を削る改正規定、第8条を第5条とする改正規定及び別表第2を削る改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成26年3月31日までの間における改正後の東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支援施設条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定の適用については、新規則第2条中「条例第3条の2に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「管理者」と、新規則第3条（見出しを含む。）中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「管理者」とする。

3 第1項ただし書に規定する規定の施行の日に現に効力を有する新規則の規定（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）により管理者がした承認、手続その他の行為及び管理者に対してなされた申出、手続その他の行為は、同日以後は、新規則の規定により指定管理者がした承認、手続その他の行為及び指定管理者に対してなされた申出、手続その他の行為とみなす。